

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosimi>
nsyo/
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1918

2021・3・15

毎週月曜日発行



市民のための市政へ、集会で決意新たに!

3・13重税反対全国統一行動

高田集会 3月10日(水)

コロナ禍での『3・13重税反対全国統一行動』。今年は3月10日に高田集会を行い、安芸高田市役所クリスタルアーショ・小ホールにて第1部、第2部合わせて31名が参加しました。



受付風景

朝9時になると集会参加者が続々来場。除菌や検温をし、感染対策を万全にして始まりました。
国重会長は「このコロ



ナ禍を乗り越え、来年はみんなで行進できるようにがんばりましょう」とあいさつ

第2部
↓



しました。

↑
第1部



集会後、参加者は申告書を受け取り場で申告書を渡し、役員がまとめて吉田税務署へ持って行き提出しました。
市長と議会のゴタゴタや河井事件など、何かと注目されている安芸高田市。市民のための市政を望む声が上がった集会となりました。

広島県頑張る飲食店と取引がある納入事業者応援金

申請期限:2021年4月23日(金)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少した県内の飲食店納入事業者への応援金支給が3月15日から始まりました。

【支援額】 **1店舗あたり30万円**

【対象者】 **製造・卸部門 【食材・食品・酒類・飲料・割り箸・おしぼり】**
サービス部門 【清掃・クリーニング・花・ごみ廃棄】

【申請要件】①広島県内に本社があること。②中小企業基本法で定義する中小企業であること。

③令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が売上が対前年同月比30%以上減少していること。

④県内の飲食店(飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類)と定期的な取引を行っていること。

⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者じゃないこと。⑥県または県から委託された者が事前通知なしに行う訪問調査に協力すること。

⑦今後も事業を継続する意思があること。⑧広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

三次市飲食事業者支援給付金 (一部変更になりました) 申請期限:2021年3月19日(金)まで延長

【変更点】以下の条件の方が、広島県の「頑張る飲食店応援金」の受給者の場合、一律10万円支給

- 前年の事業収入(売上)が120万円以下である飲食業者
 - 令和2年11月から令和3年1月に開業された市内の飲食業者 詳しくは民商までお問い合わせを
- 【対象者】

- ①前年の事業収入(売上)が120万円以上あり、令和2年11月～令和3年1月のうち、いずれかひと月の売上が前年同月の売上と比較して30%以上減少している、市内の飲食店事業者(法人または個人事業主)
- ②市内に本店を有する法人又は市内に住居登録及び主たる事業所を有する個人事業主
- ③食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けていること
- ④広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録店
- ⑤広島県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促す事業者
- ⑥令和元年(法人は事業年度)確定申告又は住民税申告をしている事業者



広島県頑張る飲食店応援金 申請期限:2021年3月19日(金)

新型コロナ感染拡大の影響により、売上が減少した県内の飲食店等を県と市町が応援金を支給する制度が2月15日から始まりました。

【支援額】 **三次市の場合：1店舗あたり20万円** **安芸高田市：1店舗あたり30万円**

【対象者】 ①広島県に店舗があること。 ②広島県内に本社があること。

- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること。
- ④食品衛生上に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること。
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」でアクリル板等パーティションを適切に設置するなど感染予防対策を取っていること。
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者ではないこと。
- ⑧県または県から委託された者が事前通知なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑨今後も事業を継続する意思があること。

毎年恒例の春の運動会費ですが、今年度は3月分は2,000円がプラスとなっています。

無料法律相談
3月25日(木)
午後1時半～
※希望される方は前もって電話などで予約してください。

●消毒と検温
●来所名簿に記載
●来所は必ず予約をしてください。
●体調が優れない時は来所を控える
※来訪者が増えるため、人数制限をする場合があります。

コロナ対策にご協力ください。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

締切間近！早めに相談しましょう！